

雲南市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年度に実施した定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、同条の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年 8月22日

雲南市監査委員 坂 本 偉 健
雲南市監査委員 中 村 辰 眞

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

雲南市長 石 飛 厚 志

2. 通知を受けた日

令和7年8月22日

3. 監査結果に関する報告

令和7年3月15日 監第86号 令和6年度定期監査及び行政監査報告書

4. 措置の内容

別紙のとおり

令和 6 年度定期監査及び行政監査結果による措置状況

【監査の種類】 令和 6 年度定期監査及び行政監査

【監査の期間】 令和 7 年 1 月 2 4 日から令和 7 年 2 月 6 日まで

【監査報告日】 令和 7 年 3 月 1 7 日

【監査結果による措置状況】

1. 定期監査

(1) 事業、工事及び業務委託の執行状況について

検討要望事項	所管部局	措置内容
① 契約書記載事項について 業務委託及び工事等の契約事務は、規則に基づき事務処理することとし、契約書には、規則第 3 1 条に規定される「契約書の記載事項」を記載することになっている。雲南市では、契約担当課である総務部管財課から示された標準契約書を基にして、各部局で契約の種類・内容に応じた契約書を交わすこととされている。 規則第 3 1 条ただし書きによると「契約の種類又は目的により該当のない事項については、記載事項の一部を省略することができる。」とされているが、契約上の問題等が発生した際の双方のリスク・責任等を明確にするためにも、契約の内容に応じて、必要な事項については契約書に漏れなく記載するとともに、省略する事項についてはその理由を明確にしておく必要がある。 今回の監査では、一部の業務委託契約書において、契約保証金に関する事項や遅延利息に関する事項など、必要と思われる記載事項を設けていない点が見受けられた。 <u>各部局においては、都度契約の内容を十分に理解した上で、標準契約書に基づき、契約書へ必要な事項を記載することを徹底し、適正な契約の締結に努めていただきたい。</u>	総務部 管財課	【総務部管財課】 業務委託標準契約書を作成し、令和 7 年 8 月 5 日に説明会を開催、10 月 1 日以降の契約について、新しい標準契約書を使用することとした。 また、標準契約書以外を適用する場合は、管財課で様々な契約書式を掲載した参考図書を購入してあるので、そちらを参考に所管課において、契約書を作成してもらうよう、説明会で説明する。

検討要望事項	所管部局	措置内容
② 自動更新条項について 昨年に続き業務委託契約において「契約期間終了の1ヶ月前までに双方申し出が無い場合は1年毎の自動更新とする。」といった自動更新契約が1件見受けられた。地方自治法第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできないこととなっている。<u>次回の契約更新時に、受託者と協議し、改正されたい。</u> <u>同様な自動更新契約がされていないか全部局においても点検されたい。</u>	総務部 管財課 総務部 人事課	【総務部管財課】 支出を伴う契約において、自動更新条項を記載した契約がないか、管財課において全部局調査を行い（R7.9月予定）、次期契約更新に合わせて改正するよう指導する。 【総務部人事課】 令和7年度の契約においては、契約の相手方である産業医及び島根県医師会並びに松江市医師会との協議が間に合わず、次年度契約時から改正する。
③ 随意契約について 随意契約を締結する場合は、随意契約理由書において地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号のうち根拠となる号数を明記すべきところ、号数が示されていないものが散見された。 本来、地方公共団体の契約方法は一般競争入札を原則とし、随意契約はその例外規定として位置付けられていることから、随意契約を締結する場合には個々の契約ごとに契約内容を客観的、総合的に判断し、公正性、経済性を確保しなければならない。 <u>随意契約ガイドラインに基づき、管財課が示す「一般業務発注支援システム」を活用し、適正に随意契約を締結する根拠を示されたい。</u>	総務部 人事課 こども政策局 こども政策課 健康福祉部 予防接種対策室（現健康推進課） 産業観光部 商工振興課 教育委員会 文化財課	【総務部人事課】 上記②が整えば、管財課が示す「一般業務発注支援システム」を活用し、適正に随意契約を締結す手続きに改める。 【こども政策局こども政策課】 令和7年度より、随意契約ガイドラインに基づき、管財課が示す「一般業務発注支援システム」を活用している。 【健康福祉部健康推進課】 令和6年度中に管理検査監と協議しながら、事務手続き等の見直しを進め、令和7年度分から「一般業務発注支援システム」へ切り替えを行い、随意契約の根拠を示すように改めた。 【産業観光部商工振興課】 地方自治法施行令第167条の2第1項の規

		定に基づき、随意契約の根拠となる号数を明記する。具体的には、随意契約ガイドラインに基づき、管財課が示す「一般業務発注支援システム」を活用し、適正に随意契約を締結する根拠を示すこととする。 【文化財課】 管財課より示された「一般業務発注支援システム ver8」(令和 7 年度より使用)において、根拠となる号数が明記されるようになったため、この件は改善済である。
--	--	---

(2) 市税・各種使用料等の滞納整理事務について

検討要望事項	所管部局	措置内容
① 非強制徴収公債権・私債権について 非強制徴収公債権及び私債権については、近年は強制執行に取り組まれている。私債権の中には、納期限から 10 年以上経過した債権もあり、所管課によって対応にばらつきがある。<u>法令に抵触しない範囲での財産調査及び情報の共有化を図りながら、本部会議において強制執行等の取組みを進められたい。</u>	【雲南市市税等滞納整理対策本部会議】 事務局：市民環境部債権管理対策課 【非強制徴収公債権及び私債権所管部局】 ・市民環境部市民生活課 ・人権センター ・こども政策局こども政策課 ・建設部建築住宅課 ・教育委員会教育総務課 ・上下水道局営業課	【雲南市市税等滞納整理対策本部会議】 (市民環境部債権管理対策課) 近年、非強制徴収公債権及び私債権については、強制執行による回収の取組が一部で進められているものの、依然として多くの自治体においても対応にばらつきがあり、特に所在者不明者への対応や人事異動による徴収ノウハウの継承が共通課題となっている。本市においても、納期限から 10 年以上が経過した私債権等も散見され、回収の見通しが立たない事案も存在すると認識をしている。こうした中、関係法令に抵触しない範囲での取り組みとして「共同催告」を実施している。支払督促前との警告書の発送など段階的に取

	・雲南市立病院経営課	り組みを実施し、債権の早期整理に向けた取り組みを進めているところである。また、債権管理の適正化に向けては、「雲南市債権管理適正化指針」、「私債権の管理に関する申し合わせ事項」、部局ごとに「マニュアルの整備」を行っている。8月4日に開催した「雲南市市税等滞納整理対策本部会議」（以下本部会議）において共通資料の確認及び共同催告の実施について協議を行い、全庁的な対応方針を共有した。今後も、法令に抵触しない範囲において情報の共有化を図りつつ、他部局との連携を図りながら、全庁的な徴収対策を進めてる。 【非強制徴収公債権及び私債権所管部局】 （市民環境部市民生活課） 雲南市市税等滞納整理対策本部会議と連携し、債権回収について適切な手続きを進めていけるよう検討していく。 （人権センター） 市債権の全庁的取扱いに準ずることとし、適切な手続きをすすめていくこととする。 （こども政策局こども政策課） 幼稚園保育料については、納期限から10年以上経過した債権として取り扱ってきたが、令和6年度債権放棄等により、債権回収を終了した。 【建設部建築住宅課】 雲南市営住宅滞納整理マニュアルに基づき、
--	-------------------	---

		現在行っている個別の対応を引き続き行っていく。 ○現年分について 3か月滞納者に対し、速やかに個別面談を行い、滞納家賃等納付誓約書により計画的な支払いを求め、滞納繰越が発生しないように納付指導を行っていく。 ○滞納繰越分について 毎月定額の納付が履行されており、引き続き納付指導を行っていく。 （教育委員会教育総務課） 雲南市市税等滞納整理対策本部会議と連携し、債権回収について適切な手続きを進めていけるように検討していく。 一部の債務者からは、児童手当の引き去りの同意を得て、過年度分滞納の解消に充てている。 裁判所への支払督促の申し立てや強制執行等の法的手続きの実施を検討する。 （上下水道局営業課） 実績のある部局と事務手順を共有し、個々の事案を十分に勘案しながら、強制執行等の法的手続きの取り組みを検討する。 （雲南市立病院経営課） 個々の事案を十分に検討し、必要に応じて強制執行を含めた法的手続きを検討する。 また、法律事務所の債権回収業務委託についても検討する。
--	--	---

また、相当程度の債権回収努力を行った上で、滞納者の履行能力・状況によっては、その資産状況、徴収や起訴手続きにかかるコスト等を慎重に考慮した上で回収困難な私債権については、雲南市私債権の管理に関する条例に基づき、徴収停止や徴収猶予、債権放棄等の措置が考えられる。<u>本部会議において、債務者の状況や債権管理のノウハウを共有し取組まれたい。なお、債権放棄にあたっては、他市で取組まれているように、債権放棄の可否を判定する仕組みの構築に向け取組まれたい。</u>	【雲南市市税等滞納整理対策本部会議】 事務局：市民環境部債権管理対策課	【雲南市市税等滞納整理対策本部会議】 (市民環境部債権管理対策課) 8月4日に開催した本部会議において、「雲南市債権管理適正化指針」の存在を再度確認した。本部会議における「申し合わせ事項」についても再度確認を行った。人事異動により担当者が替わっている場合もあるため、引継ぎできているか再度確認をしてもらうこととした。債権放棄の可否については、条例遵守で、細かな運用は「申し合わせ事項」に照らし合わせながら引き続き適正な管理に努めていただくよう確認した。債権放棄の可否を判定する仕組みの構築は、現在調査中である。
② 滞納整理事務取扱要綱及びマニュアルについて 債権回収を公平、効率的に進めるためには、滞納整理事務取扱マニュアルが有用であると過去の監査でも意見してきた。今回の監査では、新たに滞納整理事務処理規程を作成した課や、実態に合うよう未収金管理事務取扱マニュアルの改正を行った課があり、マニュアルの有用性の認識が深まっていると感じた。<u>未策定の所管課においても、マニュアルを整備し、適切な債権回収に努められたい。</u>	・市民環境部市民生活課	【市民環境部市民生活課】 雲南市市税等滞納整理対策本部会議と連携し、台帳の整備など適切な債権の管理について検討していく。

③ まとめ 担当職員には、法務知識や執行方法、滞納者との接触、応対方法など様々な知識やスキルが求められる。<u>本部会議において定期的な担当職員の研修を実施し、適正で公平な債権管理及び回収に取り組まれない。</u>	【雲南市市税等滞納整理対策本部会議】 事務局：市民環境部債権管理対策課	【雲南市市税等滞納整理対策本部会議】 （市民環境部債権管理対策課） 人事異動により初めて債権管理に携わる職員もいると考えられる。法律知識や滞納者への対応方法など、職員のスキルには個人差があり、平準化を図るためにも、本部会議における情報共有等は不可欠である。 債権管理研修については、事務局として、独自に開催をするほどの知識やノウハウを備えていないが、適正かつ公平な債権管理と回収の実現には、研修の受講が重要と考えている。外部講師による研修会には、債権管理を担う職員の育成の一環として毎年参加を依頼している。今年度も島根県主催の債権管理研修（例年１０月ごろ開催、講師は弁護士）について、８月４日の本部会議開催時に参加を依頼した。 また、債権管理対策課が利用している滞納管理システムのベンダー主催の全国セミナー「債権管理研修」もWeb受講を予定しており、他の部局についても参加を依頼中。今後も、効率的で的確な債権管理が行えるよう努めることとする。
---	---	--

しかしながら、現在の本部会議の体制では法的にも人的にも制約がある。<u>債権管理及び回収の一元化が図られる組織体制を構築され、そこで強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権を網羅した法務の統一的な条例の制定を検討されたい。</u> 収入未済については、歳入がある所管課であれば今後、発生する可能性が十分に考えられる。人口減少等に伴う地方交付税の減額や金利、物価・人件費の上昇により厳しい財政状況の中、自主財源の確保は、市民福祉の増進を図る上で最重要課題である。そのため、収入率の向上や債権の回収の徹底については、全職員一人ひとりが収入未済に対する共通の意識を持って、積極的に取組まれることを望むものである。	総務部総務課行財政改革推進室	【総務部行財政改革推進課】 令和８年度の市全体の組織体制を検討するにあたり、債権管理及び回収の一元化に関する組織体制のあり方についても、適切に検討を行う。
---	-----------------------	--

2. 行政監査

検討要望事項	所管部局	措置内容
① 備蓄品は適切に管理されているか 「雲南市備蓄計画」の策定から１年経過後の令和６年６月に、備蓄計画数量について変更されている。変更の理由は、ほぼ毎年度改定される災害対応に従事する市職員の人数の増減のためであった。備蓄計画は５年計画である。その期間内に計画数量の大幅な増減がない状況での変更が必要なのか検討されたい。	防災部防災安全課	【防災部防災安全課】 様々な統計等により、備蓄数量等の計算を行う中で、随時最新の情報をもって計算した適正な数値で備えるため、変更となった数値の補正を行っている。 今後も数値が変更となったものについては随時補正を行い、実態と乖離がないようにする。

また、計画数量を5か年かけて購入し整備する理由は、計画数量の不足分を一括購入すると使用期限（賞味期限）が一斉に到来し、再度一括購入する必要があるため、更新時期の均衡や年度間の支出の平準化を図るということは理解できる。しかしながら、計画数量に達する予定の令和9年度までの間は備蓄品が不足している状態となっており、その間に災害が発生した場合、十分な供給体制をとることが難しくなる。流通備蓄の協力事業者との連携強化を図られ十分な供給体制を整えられたい。		賞味期限又は保存期限をずらすことによる年度間の支出の平準化はもとより、随時情勢や財源の確認を行いながら目標年度に計画数量に達するよう整備を行っている。 また、応援協定など協力事業者の力を借りることも想定しながら、計画数量の達成に向かう。
KG ZAIKO システムについて各担当者がそれぞれの考えで登録しているため、市の防災備蓄品でない物品が登録されていたり、在庫としてあるにもかかわらず登録されていない物品があったりしている。 防災備蓄品は、災害発生時に市民に供給されるまでは市の財産である。すべての備蓄保管場所の管理担当部署を速やかに決定した上で、棚卸やKG ZAIKO システムの登録方法を早急にルール化し適切な管理をされたい。	防災部防災安全課	【防災部防災安全課】市の備品で、かつ防災用として備蓄されているものを登録することを防災部・総合センターで認識の統一を図った。 防災備品の補充拡充又は使用による数量変更の際は速やかにシステム入力と課内決裁を得る仕組みにルール化した。

② 備蓄保管場所は適切に管理されているか 保管場所を屋外倉庫や1階としている所がある【表2】。確かに1階を保管場所とした方が搬出作業は効率が良い。しかし、浸水被害や屋外のプレハブ倉庫に至っては、温度、湿度変化が大きく備蓄品の品質が劣化する可能性が高い。搬出作業効率を考慮することも重要ではあるが、災害発生時の備蓄品の供給に支障がないよう、備蓄品の保管場所として適切な場所であるか各施設の確認を行い、必要があれば保管場所の変更や、変更することができない場合は浸水対策や品質の劣化対策を施すなどを検討されたい。		浸水などの被災が想定される部分を除外することはもとより、温度、湿度等における防災備品の劣化対策も必要であるが、各拠点で備蓄品の保管場所が限られる。 それぞれの防災備品に適した保管場所となるように劣化対策を優先的に保管場所の位置決定を行う必要があり、各拠点管理担当と認識の共有を行った。
備蓄品は、災害発生時に速やかに供給できることが肝心である。整理整頓が十分されていない場合やスペースの都合上物品を混在させて保管せざるを得ないような場合は、迅速な搬出ができるよう整頓し直し、誰でもすぐに搬出できるよう表示をするなど早急に改善されたい。	防災部防災安全課	【防災部防災安全課】 防災備蓄品の格納スペースの整理整頓はもとより、使用時に誰でも収納場所がわかり、迅速に搬出ができるよう、物品への表示や棚の分類を行うなど整理した。
災害備蓄品は、平時から災害発生時を想定した備蓄、供給体制づくりが重要である。備蓄品の品質管理や配給体制に関するマニュアル等を策定するなど、個々の備蓄場所の事情を勘案しつつも一定程度統一した対応をされるよう検討されたい。その上で各拠点の職員との連携をより強化し、適切な管理・運用に努められたい。		備蓄品は現在各総合センター及び防災部で管理をおこなっている。 一次的に各総合センターで該当エリア分を賄うこととし、不足する場合は防災部管理の防災備蓄品を各総合センターへ配分する計画としている。さらに不足する場合はその種別、数量に応じて臨機応変に供給体制を構築する。 なお、供給体制等の応援協定も準備を進めており、整い次第供給体制の強化につなげる。